

## ●面向高龄者的制度

1. 在家接受福利服务 (不包括护理服务的利用)  
高龄者支援科 电话: 079-221-2306
2. 入住保健老人院  
有关保健老人院的相关咨询请拨打地区总括支援科的电话。  
地区总括支援科 电话: 079-221-2451
3. 有关护理・福利的相关咨询 (地区总括支援中心)  
白鷺・琴陵地区总括支援中心 电话: 079-299-3939  
城干・东光地区总括支援中心 电话: 079-289-1703  
安室地区总括支援中心 电话: 079-291-5757  
高岡地区总括支援中心 电话: 079-290-9990  
山陽地区总括支援中心 电话: 079-283-1511  
书写・林田地区总括支援中心 电话: 079-266-5885  
大白書地区总括支援中心 电话: 079-267-3929  
花田・城山地区总括支援中心 电话: 079-253-8178  
四郷・东地区总括支援中心 电话: 079-252-8009  
增位・广岭地区总括支援中心 电话: 079-225-6766  
北地区总括支援中心 电话: 079-264-6153  
灘地区总括支援中心 电话: 079-247-3355  
大的地区总括支援中心 电话: 079-254-3811  
飾磨西地区总括支援中心 电话: 079-240-6528  
飾磨地区总括支援中心 电话: 079-231-4302  
广畑地区总括支援中心 电话: 079-236-8114  
大津地区总括支援中心 电话: 079-236-3170  
朝日地区总括支援中心 电话: 079-273-1610  
網干地区总括支援中心 电话: 079-272-6936  
家島地区总括支援中心 电话: 079-325-0780  
夢前地区总括支援中心 电话: 079-290-8866  
香寺地区总括支援中心 电话: 079-232-3337  
安富地区总括支援中心 电话: 0790-66-4357

## ●医疗费补助

1. 步入老年人  
对象: 在市内拥有住所的65岁以上, 未满70岁 (后期高龄者医疗制度的被保险人除外), 加入了医疗保险的人 (有收入限制等)。
2. 婴幼儿等  
对象: 至小学3年级结业为止的婴幼儿等, 加入了医疗保险的人 (令和6年7月起, 没有收入限制)。

## 3. 儿童

对象: 小学4年级到满18岁生日以后的第一个3月31日为止的儿童、学生, 加入了医疗保险的人 (令和6年7月起, 没有收入限制)。

## 4. 母子家庭等

对象: 母子家庭的母子或者只有孩子、父子家庭的父子或者只有孩子、遗孤, 加入了医疗保险的人 (有收入限制)。

## 5. 残疾人

对象: 重度的残疾人 [身体残疾者手册 (1级、2级)、疗育手册 (A)、精神残疾者保健福祉手册 (1级)], 加入了医疗保险的人 (有收入限制)。  
福利总务科 电话: 079-221-2307

## ●护理保险制度

护理保险制度是由加入者互相交出保险费, 在需要护理时接受保险支付, 从而得以利用护理服务的制度。

### 1. 加入者 (被保险人)

入境当初的在留期限超过3个月, 或者根据来到日本的目的以及入境后的实际生活状态, 被认可在日本的逗留期限超过3个月的, 并符合以下要件的人。  
・65岁以上的人  
・40岁以上, 未满65岁的医疗保险加入者

### 2. 护理服务的利用方法

向市政厅提出申请, 接受了“要护理”或者“要支援”的认定后, 与各护理服务单位缔结合同。

### 3. 利用费的负担

原则上, 护理服务费用的10%~30%由利用者负担。  
护理保险科 电话: 079-221-2923

## ●高龄者の方のために

1. 在宅福祉サービス (介護サービス利用対象外)  
高龄者支援課 ☎079-221-2306
2. 養護老人ホームへの入所  
養護老人ホームについてのご相談は地域包括支援課にお問い合わせください。  
地域包括支援課 ☎079-221-2451
3. 介護・福祉に関する相談 (地域包括支援センター)  
白鷺・琴陵地域包括支援センター ☎079-299-3939  
城干・東光地域包括支援センター ☎079-289-1703  
安室地域包括支援センター ☎079-291-5757  
高岡地域包括支援センター ☎079-290-9990  
山陽地域包括支援センター ☎079-283-1511  
書写・林田地域包括支援センター ☎079-266-5885  
大白書地域包括支援センター ☎079-267-3929  
花田・城山地域包括支援センター ☎079-253-8178  
四郷・東地域包括支援センター ☎079-252-8009  
增位・広嶺地域包括支援センター ☎079-225-6766  
北地域包括支援センター ☎079-264-6153  
灘地域包括支援センター ☎079-247-3355  
大的地域包括支援センター ☎079-254-3811  
飾磨西地域包括支援センター ☎079-240-6528  
飾磨地域包括支援センター ☎079-231-4302  
広畑地域包括支援センター ☎079-236-8114  
大津地域包括支援センター ☎079-236-3170  
朝日地域包括支援センター ☎079-273-1610  
網干地域包括支援センター ☎079-272-6936  
家島地域包括支援センター ☎079-325-0780  
夢前地域包括支援センター ☎079-290-8866  
香寺地域包括支援センター ☎079-232-3337  
安富地域包括支援センター ☎0790-66-4357

## ●医疗费助成

1. 高龄期移行者  
对象: 市内に住所のある65歳以上70歳未満 (後期高龄者医療制度の被保険者は除く) の方で医療保険に加入している人 (所得制限等があります)
2. 乳幼児等  
对象: 小学3年生修了までの乳幼児等で、医療保険に加入している人 (令和6年7月から所得制限はありません)

## 3. こども

对象: 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童・生徒で、医療保険に加入している人 (令和6年7月から所得制限はありません)

## 4. 母子家庭等

对象: 母子家庭の母子又は子のみ、父子家庭の父子又は子のみ、遺児で医療保険に加入している人 (所得制限があります)

## 5. 障害者

对象: 重度の障害者 [身体障害者手帳 (1級、2級)、療育手帳 (A)、精神障害者保健福祉手帳 (1級)] で医療保険に加入している人 (所得制限があります)  
福祉総務課 ☎079-221-2307

## ●介護保険制度

介護保険制度は、加入者が保険料を出し合い介護が必要になった場合に保険の給付を受けて介護サービスが利用できる制度です。

### 1. 加入者 (被保険者)

入国当初の在留期間が3カ月を超えるか、または日本への入国目的、入国後の生活実態をふまえて3カ月を超えて日本に滞在すると認められる人で次の要件に該当する人  
・65歳以上の人  
・40歳以上65歳未満の医療保険加入者

### 2. 介護サービスの利用

市役所に申請して要介護認定または要支援認定を受けてから、各介護サービス事業所と契約します。

### 3. 利用料の負担

原則、介護サービス料金の1割~3割が利用者の負担です。  
介護保険課 ☎079-221-2923



## 想利用福利服务时

### ●为孩子们准备的制度

#### 1. 各种津贴的支付

##### ① 儿童津贴

「令和6年9月为止」（有收入限制）  
 「从令和6年10月开始」（无收入限制）  
 对象：养育着高中毕业前的儿童的人

##### ② 儿童抚养津贴（有收入限制）

对象：在单亲家庭养育的儿童，或者父亲或母亲有重度残疾的养育儿童的家长等。

##### ③ 特别儿童抚养津贴（有收入限制）

对象：身体或精神上有中度以上残疾的未满20岁的儿童的父亲或母亲，或者代替父母亲养育该儿童的人。

##### ④ 残疾儿童福利津贴（有收入限制）

身体或精神上有重度残疾，随时需要护理的未满20岁的儿童。

儿童支援科 电话：079-221-2312

#### 2. 有关托儿所、认可儿童园

托儿所是替因工作不能在家照看孩子的家长保育儿童的设施，认可儿童园不管家长是否工作都接收儿童入园，是集教育和保育于一体的设施。

有关托儿所、认可儿童园的利用，请向儿童保育科咨询。

儿童保育科 电话：079-221-2313

### ●有关残疾者（儿童）的福利

#### 1. 有关残疾者手册

对身体残疾的人发给“身体残疾者手册”，对智力残疾的人发给“疗育手册”，对精神残疾的人发给“精神残疾者保健福祉手册”。

#### 2. 福利服务

- ・派遣家庭服务员
- ・短期入住残疾人设施
- ・定期去社会福利设施 等。

残疾福利科 电话：079-221-2305

## 福祉サービスを利用したい



### ●子どもたちのために

#### 1. 各種手当の支給

##### ① 児童手当

- ・「令和6年9月分まで」（所得制限あり）
  - ・「令和6年10月分から」（所得制限なし）
- 对象 高校修了前の児童を養育している人

##### ② 児童扶養手当（所得制限あり）

对象 ひとり親家庭の児童や、父親または母親が重度の障害を持つ児童を養育する保護者等

##### ③ 特別児童扶養手当（所得制限あり）

对象 身体または精神に中度以上の障害を持つ20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって養育している人

##### ④ 障害児福祉手当（所得制限あり）

身体または精神に重度の障害を持ち、常時介護を必要とする20歳未満の児童

こども支援課 電話：079-221-2312

#### 2. 保育所・認定こども園について

保育所は就労などのために家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、認定こども園は保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う施設です。保育所・認定こども園利用については、こども保育課にお問い合わせください。

こども保育課 電話：079-221-2313

### ●障害者（児）のために

#### 1. 障害者手帳について

身体障害の方には「身体障害者手帳」が、知的障害の方には「療育手帳」が、精神障害の方には「精神障害者保健福祉手帳」があります。

#### 2. 福祉サービス

- ・ホームヘルパーの派遣
- ・障害者施設への短期入所
- ・施設への通所 など。

障害福祉課 電話：079-221-2305

